

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課(室)

### 【規則】

- 岡山県鳥獣保護員設置規則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

自然環境課

- 岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活衛生課

- 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
(以上県例規集登載)

建築指導課

### 【告示】

- 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

自然環境課

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正  
(以上県例規集登載)

生活安全企画課

- 特定施設の構造等変更許可申請

環境管理課

- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退

障害福祉課

- 特定計量器定期検査

産業企画課

- 土地収用法に基づく事業の認定

監理課

### 【公告】

## 目次

担当課(室)

- 平成二十六年公文書の開示の実施状況
- 平成二十六年個人情報保護制度の運用状況

総務学事課

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 農用地利用配分計画の認可

県民生活交通課  
経営支援課  
耕地課  
農村振興課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- 平成二十六年公文書の開示の実施状況
- 平成二十六年個人情報保護制度の運用状況

総務課

- 義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定の一部改正  
(以上県例規集登載)

教育委員会

- 警備業法に基づく講習

生活安全企画課

- 岡山県鳥獣保護員設置規則の一部改正

総務学事課

- 正誤

〃

<p>(以上県例規集登載)</p>	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第三十九号

岡山県鳥獣保護員設置規則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県鳥獣保護員設置規則及び岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

(岡山県鳥獣保護員設置規則の一部改正)

第一条 岡山県鳥獣保護員設置規則(昭和三十八年岡山県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

岡山県鳥獣保護管理員設置規則

第一条中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第二条中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

第三条中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、「の各号」を削り、同条第二号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第六号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第六号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に改める。

第四条及び第五条中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

別記様式(表)中「岡山県鳥獣保護員設置規則」を「岡山県鳥獣保護管理員設置規則」に改め、同様式(裏)中「岡山県鳥獣保護員設置規則」を「岡山県鳥獣保護管理員設置規則」に改め、「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、「の各号」を削り、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(一)」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(一)」に改め、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に改め、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、「鳥獣保護員は」を「鳥獣保護管理員は」に改める。

第二条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三自然環境課の部3の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(一)」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(一)」に改め、同項1中「鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画」を「鳥獣保護管理事業計画、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣保護計画」に改め、「第7条第1項」の次を、「第7条の2第1項」を加え、同項5中「特定鳥獣」を「第一種特定鳥獣」に改め、同項中13を17とし、9から12までを四つ繰り下げ、8を11とし、同11の次に次のように加える。

「-----」

別表第三自然環境課の部3の項中7を9とし、回9の次に次のように加える。

12 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可及び許可の取消し（第38条の2第1項、第11項）	○
---	---

10 鳥獣捕獲等事業の認定等（第18条の2、第18条の7第1項、第18条の8第2項、第18条の10第2項）	○
---	---

別表第三自然環境課の部3の項⑥中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」と改題し、回9を回9とし、同項5の次に次のように加える。

6 実施計画の策定（第14条の2第1項）	○
7 指定管理鳥獣捕獲等事業が実施計画に適合する旨の確認（第14条の2第5項）	○

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十号

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例施行規則（平成十八年岡山県規則第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号から第四号までを次のように改める。

二 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第三条第一項に規定する一般用加工食品、同令第十八条第一項に規定する一般用生鮮食品（第四号において「一般用生鮮食品」という。）又は添加物（同令第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。第四号において同じ。）（次号及び第五号において「一般用加工食品等」という。）の表示が同令第三条第一項、第十九条又は第三十二条第一項（これらの規定のうち保存の方法の表示に係る部分に限る。）の規定に違反すると認められる場合

三 一般用加工食品等の表示が食品表示基準第三条第二項、第十九条又は第三十二条第二項（これらの規定のうちアレルギー（食物アレルギーの原因となる物質をいう。）の表示に係る部分に限る。）の規定に違反すると認められる場合

四 一般用生鮮食品又は添加物の表示が食品表示基準第十九条又は第三十二条第二項（これらの規定のうち使用の方法の表示に係る部分に限る。）の規定に違反すると認められる場合

第二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 一般用加工食品等の容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）に記載された食品表示基準第二条第一項第八号に規定する賞味期限（品質が急速に劣化しやすい一般用加工食品等にあつては、同項第七号に規定する消費期限）が当該一般用加工食品等について適当と認められる年月日後の年月日である場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）附則第三条から第五条までの規定によりなお従前の例により表示をされた改正後の第二条第二号に規定する一般用加工食品等については、同号から同条第五号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

◎岡山県規則第四十一号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「まで」の下に「又は第三百三十七条の十六（第二号に限る。）」を、「建築物」の下に「（法第八十六条の七第二項に規定する場合においては、同項の当該増築等をする独立部分に限る。）」を、「改築し」の下に「、移転し」を加える。

第十二条の二第一項各号列記以外の部分中「又は政令」を「政令」に、「第三項の」を「第三項又は政令第三百三十七条の十六第二号の」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 政令第三百三十七条の十六第二号の規定による認定を申請しようとする者にあつては、既存不適格調書（様式第一号の二）第十二条の二中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第八十六条の八第一項の規定による認定を申請しようとする者は、当該全体計画が法第六条の三第一項に規定する確認審査を要するものであるときは、省令第十条の二十三第一項から第五項までに規定する図書及び書類のほか適合判定通知書又はその写しを添えて、知事に提出するものとする。

様式第一号の二中「第3条」の次に「、第12条の2」を加える。  
様式第十一号の四（その一）中

・増築 ・改築 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替  
を

・増築 ・改築 ・移転 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替  
に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県建築基準法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



◎岡山県告示第二百七十一号

〔許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。〕

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表環境文化部の部自然環境課の項中55を57とし、3から54までを二ずつ繰り下げ、同項2中「第55条」を「第55条第1項」に改め、同2を同項4とし、同項1の次に次のように加える。

2	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の2、第18条の7第1項、第18条の8第2項	鳥獣捕獲等事業の認定等	40日					
3	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第1項	住居集合地域等における麻酔銃猟の許可	14日					

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百七十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の補助金から適用する。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表公安委員会の部自動車安全運転センター補助金の項の前に次のように加える。

岡山県青色防犯パトロール活動補助金	県民総ぐるみによる犯罪抑止活動の推進	警察本部部長から適正に証明を受けた団体（市町村を除く。）	青色防犯パトロール活動	定額
-------------------	--------------------	------------------------------	-------------	----

◎岡山県告示第二百七十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 西備工業株式会社

住 所 井原市高屋町267-1

氏 名 代表取締役 北村 博則

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 西備工業株式会社

所在地 井原市高屋町267-1

- (3) 特定施設に関する事項  
変更なし
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし
- (5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 6～26排水口	
	新設	
	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0
pH	—	—
BOD (mg/ℓ)	—	—
COD (mg/ℓ)	—	—
SS (mg/ℓ)	—	—
油分 (mg/ℓ)	—	—
T-N (mg/ℓ)	—	—
T-P (mg/ℓ)	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	—	—

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年5月29日から同年6月19日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第二百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十七年五月十九日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
門田 康孝	肢体不自由	笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五
海部 三香子	ぼうこう・直腸	笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五
橋本 敏行	肢体不自由	津山中央病院	津山市川崎一七五六
竹内 龍三	ぼうこう・直腸	瀬戸内市立瀬戸内市民病院	瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一
久保 孝文	肢体不自由、心臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸	矢掛町国民健康保険病院	小田郡矢掛町矢掛二六九五
西原 正信	心臓	杉山内科循環器科医院	真庭市久世二五一八

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
守本 研二	肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、小腸	吉備高原ルミエール病院	加賀郡吉備中央町宮地三三三六一―一五
兒玉 昌之	肢体不自由	笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五
村田 匡	ぼうこう・直腸	総合病院玉野市立玉野市民病院	玉野市宇野二―三―一
湯浅 一郎	ぼうこう・直腸、小腸	総合病院玉野市立玉野市民病院	玉野市宇野二―三―一
淀川 正和	視覚	淀川眼科医院	津山市南新座一〇七―三
竹内 誠	呼吸器、免疫	国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六
赤木 克己	肢体不自由、呼吸器	瀬戸内市立瀬戸内市民病院	瀬戸内市邑久町山田庄八四五―一
吉田 修	肢体不自由、心臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓	矢掛町国民健康保険病院	小田郡矢掛町矢掛二六九五

平成27年5月29日 岡山県公報 第11689号

◎岡山県告示第二百七十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場所	期日
新見市	新見市役所神郷支局	平成二十七年七月二日
	井倉公民館	三日
	土橋交流センター	三日
	新見市役所哲西支局	六日
	上市公民館	七日
	新見市役所哲多支局	七日
	熊谷公民館	八日
	新見市役所大佐支局	八日
	新見市山村開発センター	九日
	〃	九日
	〃	十日
	〃	十日
笠岡市	笠岡市役所真鍋島出張所	十三日
	笠岡市役所北木島出張所	〃
	笠岡市役所白石島出張所	十四日
	J A 倉敷かさや大井支店	十五日
	〃	〃
	笠岡市民会館	十六日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〃	〃	〃	笠岡中央公民館	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二十二日	〃	二十一日	〃	十七日	〃
一三〇〇	一〇〇〇	一三五〇	一〇〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	一三〇〇
五〇〇	二〇〇	五〇〇	二〇〇	五〇〇	二〇〇	五〇〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

◎岡山県告示第二百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

井原市

二 事業の種類

井原市芳井健康増進福祉施設駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県井原市芳井町吉井字下川田地内

2 使用の部分 岡山県井原市芳井町吉井字下川田地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

井原市芳井健康増進福祉施設駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する駐車場を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である井原市は、本施設を井原市第6次総合計画後期基本計画で健康づくり拠点施設の一つとして位置づけており、事業に要する経費についても財源措置を講じていることから、当該事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、駐車場不足の常態化が解消されることによる利用者の利便性の向上及び市道の横断が減ることによる利用者の安全性の確保に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業計画においては、①利用者にとって便利であり、高い安全性が保たれること、②事業に必要な一団の土地が確保できること、③経済性が高いことを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平



成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本施設でサービスを提供している指定管理受託業者からその実現に対する要望が強いことから、早急に施行されるべき事業と認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

#### 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

井原市役所市民生活部芳井振興課

平成27年5月29日 岡山県公報 第11689号

〔一九七〕岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）第二十九条の規定により、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の各実施機関における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公文書開示請求件数

1 請求件数 一、七三七件

2 処理状況

開示 一、三〇五件

一部開示 三七四件

非開示 九件

公文書不存在 三三件

対象外 一件

取下げ 一五件

3 実施機関別内訳

知事 一、五三七件

教育委員会 四四件

選挙管理委員会 一五件

公安委員会 二件

労働委員会 一件

収用委員会 二件

警察本部長 四四件

公営企業管理者 八八件

公立大学法人岡山県立大学 一件

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 三件

二 不服申立て件数 三件

〔一九八〕岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）第四十八条の規定により、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 個人情報取扱事務の登録件数

一、六〇一件

二 保有個人情報開示請求件数

1 請求件数

六三件

2 処理状況

開示

一九件

一部開示

三九件

公文書不存在

五件

3 実施機関別内訳

知事

一六件

教育委員会

五件

人事委員会

二件

公安委員会

三件

警察本部長

三七件

三 保有個人情報訂正等請求件数

〇件

四 保有個人情報利用停止等請求件数

〇件

五 簡易な開示請求による開示件数

1 開示件数

三三、九二三件

2 実施機関別内訳

知事

一〇八件

教育委員会

二、三〇九件

人事委員会

二五二件

警察本部長

三一、二四八件

公立大学法人岡山県立大学

六件

六 不服申立て件数

〇件

〔一九九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイル・つるみ

三 代表者の氏名

信宮 勝正

四 主たる事務所の所在地

備前市鶴海一五七七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、この地域を大家族と位置づけ、ここに暮らすひとりひとりがつながり、お互いが支え合い助けながら安心して住める、住みよい・明るい地域づくりに寄与することを目的とする。

〔二〇〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン井原

所在地 井原市下出部町一〇〇五―一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市南区京橋町二番二二号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(変更後)

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 届出書別紙一に記載のとおり

(変更後) 届出書別紙一に記載のとおり

4 変更年月日

平成27年5月29日 岡山県公報 第11689号

平成二十五年十一月二十五日ほか

二 届出年月日

平成二十七年五月十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十七年五月二十九日から同年九月二十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

平成27年5月29日 岡山県公報 第11689号

〔二〇一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

高崎土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員	就任役員	住所	理事別
大野 泰彦	玉野市宇藤木七二三―一	理事	
北村 公茂	岡山市南区西高崎五一	理事	
岡田 敏男	岡田 敏男	理事	
藤井 昌義	藤井 昌義	理事	
佐藤 澄	佐藤 澄	理事	
山下 勇	山下 勇	理事	
橋本 研一	橋本 研一	理事	
岡田美喜夫	玉野市東高崎二六一三七	理事	
小川 康和	小川 康和	理事	
藤原 義則	藤原 義則	理事	
岡本 信秋	岡山市南区西高崎三七	監事	
田村 彰	田村 彰	理事	
戸澤 国二	戸澤 国二	理事	
玉野市宇藤木二五六	玉野市宇藤木二五六	理事	
玉野市東高崎三四―三九	玉野市東高崎三四―三九	理事	
大塚弥太郎	荒木 秀久	理事	

平成27年5月29日 岡山県公報 第11689号

〔二〇二〕農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		住所		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	尾崎 毅	真庭市上市瀬四七四	真庭市上市瀬字桧四八四―一他三筆	石原 公基	真庭市関字関上一八九一
竹川 正基	真庭市蒜山別所四二五―一	真庭市蒜山別所字前田五〇二他三筆	真庭市柴原字身方二三三―六他二四筆	株式会社城北農産あいがもファーム	真庭市山久世三一九
東真産業株式会社	真庭市勝山八〇五	真庭市上水田字上方新田五九七他二筆		春名 修司	美作市宮本二六〇
農事組合法人赤田営農センター	美作市赤田一〇―三	美作市吉字原田六九―一他五筆		きはんトライアングル興業有限公司	美作市壬生一五六
中嶋 勝志	美作市下庄町三一八	美作市壬生字福原一四九他五筆			美作市下庄町字釈伽田二四三他一筆



平成27年5月29日 岡山県公報 第11689号

菅尾 征司	奥津 株式会社未来	かみさい農産 株式会社	横山裕繰夢	安東 泉	石生 和男	安東 弘勝	安東 義治	花田 義和
久米郡美咲町越尾八二六一	苦田郡鏡野町井坂五二三 一七	苦田郡鏡野町上齋原五一 二一一	岡山市北区平田三六九一 四	美作市梶原一六一四	美作市梶原一四一	美作市梶原二六六	美作市梶原二九一	美作市滝四八四
久米郡美咲町越尾字中畝九三八一他二 筆	苦田郡鏡野町羽出字布江三〇他二筆	苦田郡鏡野町上齋原字弥曾一三四二一 他九筆	美作市巨勢字大境二九四二一他一筆	美作市梶原字中ノ坪一三〇一他一筆	美作市小野字虬田一六九七他二筆	美作市梶原字ホキ二五九他八筆	美作市梶原字中ノ坪一二九一他三筆	美作市豊野字溝ノ上一四一他七筆

二 認可年月日

平成二十七年五月二十五日

三 申請年月日

平成二十七年四月二十四日

〔二〇三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市立川字吉六 七二六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

美作市大町一七二四―四

鈴木 好枝

三 許可番号

岡山県指令建指第二八六号

〔二〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市東阿曾字御崎鼻四一―一、四一四―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区幸町六一九

菊川 恵子

菊川 和也

三 許可番号

岡山県指令建指第二三六号

〔二〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年五月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字肘曲り二四二一七、二四二一八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区津島桑の木町三一二C棟三〇三号

大久保哲也

大久保睦美

三 許可番号

岡山県指令建指第八号

◎岡山県議会公告

岡山県議会情報公開条例（平成十三年岡山県条例第八十四号）第二十八条の規定により、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の岡山県議会における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十七年五月二十九日

岡山県議会議長 小野 泰 弘

一 公文書開示請求件数及び処理状況

1 請求件数 一八件

2 処理状況

開示 八件

一部開示 一〇件

二 不服申立て件数及び処理状況

1 不服申立て件数 〇件

2 処理状況 なし

◎岡山県議会公告

岡山県議会個人情報保護条例（平成十七年岡山県条例第七十九号）第四十七条の規定により、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間の岡山県議会における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十七年五月二十九日

岡山県議会議長 小野 泰 弘

- 一 保有個人情報開示請求件数及び処理状況
  - 1 請求件数 ○件
  - 2 処理状況 なし
- 二 保有個人情報訂正等請求件数 ○件
- 三 保有個人情報利用停止等請求件数 ○件
- 四 簡易な開示請求による開示件数 該当なし
- 五 不服申立て件数及び処理状況
  - 1 不服申立て件数 ○件
  - 2 処理状況 なし

◎岡山県教育委員会告示第八号

昭和三十九年岡山県教育委員会告示第二号（義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年五月二十九日

岡山県教育委員会

表中

玉野市地区	玉野市
玉野市地区 備前市地区	玉野市 備前市
	を
	に改

め、「備前市」を削る。

◎岡山県公安委員会告示第九十五号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十七年五月二十九日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	平成二十七年八月十日（水曜日）から同月二十一日（金曜日）までの三日間	午前九時から午後五時三十分まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に



規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

- (ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十七年七月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

二万三千円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

〔二七〕昭和五十四年八月三日付け公布岡山県鳥獣保護員設置規則の一部改正（岡山県規則第四十四号）に誤りがあつた。

頁・段・行	誤	正
七〇七・下・ 五 七〇七・下・ 八	大正七年法律第三十二号	大正7年法律第32号
七〇七・下・ 六 七〇七・下・ 九	第十二条第一項	第12条第1項

平成27年5月29日 岡山県公報 第11689号

〔二八〕平成十五年四月十五日付け公布岡山県鳥獣保護員設置規則の一部改正（岡山県規則第六十九号）に誤りがあつた。

頁・段・行	語	用
二九五・上・二〇	大正七年法律第三十二号	大正7年法律第32号
二九五・上・ 終わりから一 九	平成十四年法律第八十八号	平成14年法律第88号
	第十二条第一項	第12条第1項
二九五・上・ 終わりから一 八	第九条第一項	第9条第1項
二九五・上・ 終わりから一 七	昭和二十八年政令第二百五十四号	昭和28年政令第254号
二九五・上・ 終わりから一 六	昭和二十五年農林省令第百八号	昭和25年農林省令第108号
二九五・上・ 終わりから一 五	平成十四年政令第三百九十一号	平成14年政令第391号
二九五・上・ 終わりから一	平成十四年環境省令第二十八号	平成14年環境省令第28号

四	二九五・上・ 終わりから一	第二十条ノ四	第20条ノ4
	三	第七十六条	第76条
		第十九条ノ二第一項	第19条ノ2第1項
		第七十五条第三項	第75条第3項
二 終わりから一			